４ 情報監視審査会

委員一覧（８名）

会　長	中曽根	弘文（自民）	佐藤	正久（自民）	石川	博崇（公明）
	猪口	邦子（自民）	石橋	通宏（民進）	仁比	聡平（共産）
	上月	良祐（自民）	大野	元裕（民進）		（29.2.9 現在）

（１）活動概観

〔調査の経過〕

今国会においては、本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項について説明を聴いた上で、質疑を行った。

その後、平成28年年次報告書（調査及び審査の経過及び結果に関する報告書（対象期間は平成28年１月１日から平成29年４月30日までの間））を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

２月９日、本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関して、金田国務大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、同大臣、盛山内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

６月７日、平成28年年次報告書を決定し、議長に提出した。また、同日、調査及び審査の報告を申し出ることを決定し、６月９日の本会議で会長が報告した。

（２）審査会経過

○平成29年２月９日(木)（第１回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関する件について金田国務大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、同大臣、盛山内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成29年６月７日(水)（第２回）

- 議員その他の者の傍聴を許すものとすることに決定した。
- 本審査会の調査及び審査に関する平成28年年次報告書を提出することを決定した。
- 本審査会の調査及び審査の報告を申し出ることを決定した。

（３）審査会報告要旨

平成28年年次報告

【要 旨】

本審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するものであり、毎年１回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものと

なっている。その報告書を取りまとめ、６月７日、議長に提出した。本報告書の対象期間は平成28年１月１日から平成29年４月30日までであり、その主な内容は次のとおりである。

一　調査の経過及び結果

１　調査の経過

本審査会は、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況及び本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項について調査を行った。

ア　行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について

特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する岩城国務大臣から政府の年次報告の概要説明を聴取した。

内閣府独立公文書管理監から同管理監報告の概要説明を聴取した後、次回報告の対象期間と運用基準の「毎年１回の報告」との整合性、特定秘密の指定が全て適正と判断した理由等について質疑を行った。

内閣官房から政府の年次報告の補足説明を聴取した後、特定秘密の指定の有効期間の在り方、適性評価の実施に不同意の者への職務上の影響等について質疑を行った。

特定秘密の指定を行った11の行政機関から特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況の概要について説明を聴取した。また、適性評価のみを実施した９の行政機関からその実施の状況の概要について説明を聴取した。

このほか、特定秘密指定書を抽出しての調査も検討していたが、サードパーティールールに関する調査に時間を要したことから、本報告書の対象期間内に同調査のための審査会を開会するには至らなかった。

イ　本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項について

本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項のうち、「公になっていないもの（非公知性）の更なる明確化・統一的な運用」について、内閣官房から説明を聴取した後、公知と政府が認めている情報を特定秘密とする理由、当該情報が特定秘密と同一性を有するか否かの判断基準等について質疑を行った。この中で、内閣官房が説明した非公知性の定義及び運用は各行政機関とも同じ理解であり、今後、統一的な運用を確保していく旨の認識が内閣官房から示された。

本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項のうち、「サードパーティールールの適用基準の明確化・統一的な運用」について、金田国務大臣、盛山内閣府副大臣、内閣官房及び警察庁から説明を聴取した後、サードパーティールールの適用がある特定秘密の国会への提供に関する対応を政府全体で統一する必要性、特定秘密保護法案審査時と法成立後のサードパーティールールの適用に関する国会答弁の整合性等について質疑を行った。この中で、サードパーティールールの適用がある特定秘密についても、提供元の承諾を得た場合には保護措置の講じられた国会に提供し、できる限り審査会への説明を尽くしていくと政府内で対応を統一した旨の認識が内閣官房から示された。

このほか、サードパーティールールの適用がある特定秘密の国会への提供に関する過去の国会答弁とその後の政府の対応の整合性について、公開の審査会において金田国務大臣に対し質疑を行う方向で一致したが、秘密保全と個々の委員の発言権の保障に配慮した質疑の在り方について合意に至ることができず、本報告書の対象期間内に開会するには至らなかった。

２　主な指摘事項等

特定秘密保護法に基づく他の行政機関等への特定秘密、特にサードパーティールールの適用

がある特定秘密の提供に関し、実情を把握した上で、必要に応じて提供に関する統一的な手続を検討することについて、政府は適切に対応することが必要と考える。

二　審査の経過及び結果

議院又は委員会若しくは調査会からの審査の要求、要請がなかったため、審査は行わなかった。